

資料 1 - 1 (2) 総量削減計画について 意見番号 39 関連

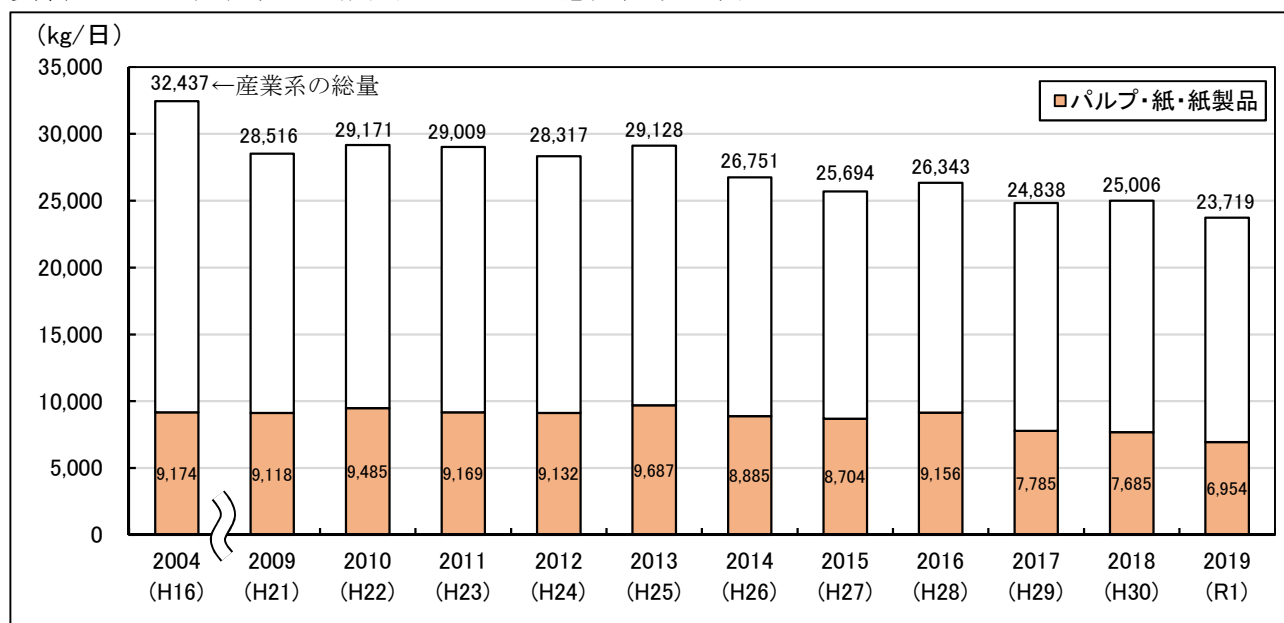


図 産業系とパルプ・紙・紙製品製造業の COD 負荷量の推移

産業系汚濁負荷量に占めるパルプ・紙製品製造業の割合は、2004 年から 2019 年まで概ね 30% であり、製紙業の負荷量の削減率は他の産業とほぼ同等であると言える。

資料 1 - 2 の参考文献

番号	参考文献
①、③	<p>・曾根亮太, 和久光靖, 石田俊朗, 宮脇 大, 山田 智 (2019) 六条潟におけるアサリ <i>Ruditapes philippinarum</i> の秋季減耗要因について. 水産海洋研究 83 (4) 252-259.</p> <p>[文献抜粋] 三河湾の水質環境変化 一方で, 2005 年頃には六条潟においても越冬する個体が確認されている(石田ほか, 2007). このことについては三河湾における水温環境や餌料環境の変化が影響していると考えられる. 三河湾では表層水温が 1990 年代と比較して約 1° C 上昇している一方で(本田ほか, 2015; 二ノ方ほか, 2017), 餌料環境については湾内のクロロフィル a は減少傾向にある(曾根ほか, 2016; 蒲原ほか, 2018b). また, Fig. 9 に示したとおり湾口部に近い A8 よりも湾奥部の A10 での TN の減少率が大きく, A10 での TN は 1979-1981 年平均と比べて 2014-2016 年平均で約 35%減少しており, 湾奥部での餌料濃度の低下が顕著である. すなわち, 水温上昇により基礎代謝量が上がり, 餌料要求量が増加しているにもかかわらず, 餌料濃度が減少しているため, 栄養状態の悪化を招いている可能性がある.</p> <p>・蒲原 聡, 高須雄二, 湯口真実, 美馬紀子, 天野禎也 (2018) 三河湾における栄養塩低下. 愛知県水産試験場試験報告 23 30-32.</p> <p>[文献概要] 1997 年から 2017 年までの間で、渥美湾・知多湾の DIN 及び PO₄-P の減少割合は, TN 及び TP の減少割合より大きかった。 Chl-a の減少割合は両湾とも 51.7%で, 生物の餌料としての植物プランクトン量が半減していることがうかがえた。</p>
②、③	<p>公益財団法人日本水産資源保護協会 (2018) 水産用水基準第 8 版</p> <p>[文献抜粋] ノリ養殖において、良好なノリの成長と品質を保つための最低基準と考えられる溶存無機態窒素(DIN)濃度は、平均流速 10~30cm/秒の一般的な養殖場では 0.07~0.10mg/L(約 5~7pmol/L)とみられる。流速 10cm/秒程度の支柱式漁場では約 0.07mg/L(約 5pmol/L)以下、流速 20~30cm/秒の支柱式又は浮き流し漁場では約 0.04mg/L(約 3pmol/L)以下になるとノリの色落ちがはじまる。</p>

中央環境審議会「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」(答申)(令和2年3月)を踏まえ、令和3年1月26日に中央環境審議会会長から環境大臣へ意見具申がなされた。

■ 意見具申の主な内容

① 順応的管理プロセス※による栄養塩類の管理

※ モニタリングと並行して対策を実施し、モニタリング結果に基づく検証・学習によって随時対策の変更を加える管理手法

特定の海域ごとの実情に応じたきめ細やかな栄養塩類の管理が必要である一方、現行制度において栄養塩類の削減に主眼を置いた規定が有るものの、栄養塩類の供給については想定されておらず、これに対応するルールが必要。

- 関係府県知事は、関係行政機関や関係者との協議のもと栄養塩類管理計画を策定
- 当該計画は、計画区域、栄養塩類の種類や水質目標値(環境基準の範囲内)、供給方法、水質の測定・評価方法を計画に記載
- 栄養塩類管理が周辺環境に及ぼす影響に係る事前の調査及び評価、当該計画に基づく取組実施の影響や効果を実測
- 定期的な評価により、周辺環境の保全上の著しい影響が判明した場合に、供給を中断・計画を見直し
- 特定施設の構造等の変更手続の緩和や水質総量削減制度との調和・両立

② 藻場等の再生・創出の促進

特定の海域における生物の多様性及び生産性の確保に当たっては、栄養塩類の管理のほか、藻場・干潟等の保全・再生・創出、底質の改善等を両輪として同時並行で実施することが必要。

- 再生・創出された藻場・干潟等を適切に保全するため、自然海浜保全地区の指定対象の拡充に係る制度を見直し

③ 関係者間の連携強化

府県域を越える広域連携の場がないが、湾・灘によって取り巻く環境の状況が異なることからその場の意義大きい。

- 様々な主体の参画のもと広域的な課題についての府県の枠を越えた地域合意・連絡・協議等の場の設置に向けた取組が必要

④ 特定施設の設置等に係る許可制度の運用の効率化・適正化

本制度については当面、維持する一方、制度運用の効率化・適正化を図ることが必要。

- 瀬戸内海の環境負荷が増大しないことが明らかな事案について、特定施設に係る規制の合理化

⑤ 漂流ごみ等(海洋プラスチックごみを含む)気候変動等に係る視点その他基盤的施策

瀬戸内海における漂流ごみ等の大部分が、瀬戸内海地域由来と見られることに鑑み、問題の解決には、漂流ごみ等の除去のみならず、発生抑制対策の推進が必要。また、気候変動適応に関する視点を踏まえた対応が必要

- 特に漂流ごみ等の問題について、内陸地域を巻き込み、また、府県域を越えて地域が一体となり共同して、発生抑制対策を推進
- 生物の多様性及び生産性に与える悪影響の低減を図るため、気候変動影響に対し、必要な適応策を検討

水質汚濁防止法と瀬戸内海環境保全特別措置法の違いについて

- 水質汚濁防止法は、公共用水域への排水規制等により水質汚濁の防止を図り、もって国民健康の保護、生活環境の保全を目的としている。
- 瀬戸内海環境保全特別措置法(以下瀬戸内法)は、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的として、水質だけでなく、生物多様性や漂流ごみから水産資源までを含む包括的な内容となっている。
- 令和3年度の改正により、栄養塩類の供給などについて関係者の協議のもと府県が栄養塩類の管理計画を策定できることなどが定められた。
- 一方、伊勢湾では、水質汚濁防止法により水質規制が実施されているが、瀬戸内法のような特別法はなく、伊勢湾再生推進会議(事務局:中部地方整備局)が定めた伊勢湾再生行動計画などにより、関係機関が各種施策を行っている。

